

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年7月5日（平成29年（行情）諮問第284号）

答申日：平成29年11月6日（平成29年度（行情）答申第290号）

事件名：肖像権が記載されている文書（面談場面に関するもの）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「肖像権が記載されている文書（面談場面に関するもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年5月17日付け29受文科総第287号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取り消しを求める。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る対象文書について

本件に係る開示請求は、「肖像権が記載されている文書（面談場面に関するもの）」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、請求に係る文書を作成しておらず、保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人から、不開示決定処分の取消しを求める審査請求がなされたところである。

2 請求に至る経緯について

以前から審査請求人が職員の容貌等を職員に事前に断ることなく撮影していたと聞いていた総務課職員が、写真撮影をする際には撮影前に職員の了承を得て欲しいと面談時に口頭で要請した。これに対し、審査請求人が本件対象文書の開示を求めたものである。

3 本件対象文書の特定について

審査請求人は以前にも「肖像権の定義が記載されている文書（職務遂行中のもの）」の開示請求に対し、作成・保有していないため不開示との決定を行ったところ異議申立てがなされて、審査会においても不開示決定を妥当とする答申がなされたところである。（平成27年度（行情）答申第785号。）

以前の開示請求がなされて以降も、本件対象文書について作成も保有もしていない。

なお、今回審査請求を受け、改めて倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかった。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」と主張しているが、以上で述べたとおり、本件対象文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月6日 審議
- ④ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

本件対象文書の請求に至る経緯として、理由説明書（上記第3）に記載のとおり、審査請求人との面談時に、総務課職員が、写真撮影をする際には撮影前に職員の上承を得て欲しいと口頭で要請し、これに対し、審査請求人が当該文書の開示請求を行ったものである。

過去、審査請求人から「肖像権の定義が記載されている文書（職務遂行中のもの）」の開示請求があり、これを保有していないとして不開示とした決定を妥当とする答申（平成27年度（行情）答申第785号。以下「先例答申」という。）がなされている。この事案における開示請求の経緯等は別紙のとおりであり、本件対象文書の開示請求の経緯を踏まえれば、当該請求は実質的に先例答申の対象文書と同じ文書、すなわ

ち「職員には肖像権があるのではないのか」との説明の根拠となった文書の開示を求めているものであると思われる。先例答申にあるとおり、当該説明は何らかの文書を根拠に伝えたものではなく、また、これに対応する文書を先例答申後に作成又は取得した事実がないことは、上記第3で述べたとおりである。

したがって、本件対象文書の開示請求に係る文書は存在しない。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえ、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（平成27年度（行情）答申第785号に係る事案の経緯）

審査請求人は以前から職員の容貌等を職員に事前に断ることなく撮影していたため、その対応について上司である文書情報管理室長に対して、口頭にて相談したところ、写真撮影をする際には撮影前に職員の了承を得て欲しいと要請するよう、その対応策について口頭で指示があった。特定月日Aから特定月日Bの審査請求人との面談の際に審査請求人に対し、写真撮影をする際には撮影前に職員の了承を得て欲しいと要請した。これに対し、審査請求人から「職員を写真撮影することに何故問題があるのか」といった質問があったため「職員には肖像権があるのではないのか」と説明をした。

その後、審査請求人から「肖像権の定義が記載されている文書（職務遂行中のもの）」の開示請求があり、当該文書は「職員には肖像権があるのではないのか」との説明に係るものであると考えられたが、当該説明は、対応した職員が審査請求人からの「職員を写真撮影することに何故問題があるのか」といった質問に対して、一般的に考えられる内容を口頭で伝えたものであって、請求された文書に該当する文書を根拠に伝えたものではなく、該当する文書の存在は確認できなかったため、これを保有していないとして不開示とする決定を行った。そして、この決定については、平成27年度（行情）答申第785号「肖像権の定義が記載されている文書（職務遂行中のもの）の不開示決定（不存在）に関する件」において、妥当であるとの判断を得たものである。